

令和8年8月18日

陳情



江津市議会議長 坂手 洋介 様

飲食料品消費税率1%引下げ案による
江津市財政への影響の明示と
市民生活に必要な施策の維持を求める陳情

住 所 島根県江津市都野津町 2279 番地 56

団体名 江津民主商工会

会長 野津 克朗



飲食料品消費税率 1%引下げ案による
江津市財政への影響の明示と
市民生活に必要な施策の維持を求める陳情

【趣旨】

政府において、令和 9 年 4 月から 2 年間、飲食料品に係る消費税率を現行の 8%から 1%へ引き下げ、その後は元の税率へ戻す案が示されています。

現行の軽減税率 8%は、国の消費税 6.24%と地方消費税 1.76%から構成されています。また、国の消費税収の一部は地方交付税の原資とされているため、飲食料品の税率引下げによって、地方消費税交付金その他の地方財政に影響が生じる可能性があります。

さらに、2 年間に限った税率変更と、その後の税率復帰が行われる場合、地方自治体においても、システム改修、会計処理、契約変更、学校給食や公共施設の運営、住民への周知などについて、新たな事務負担や経費が生じる可能性があります。

江津市では、学校施設、高齢者福祉施設、道路・橋梁などの維持・整備に加え、医療、介護、子育て、教育、公共交通、防災・減災、地域経済対策など、市民生活に必要な施策を維持していくことが求められています。

このような状況で、国の制度変更による江津市財政への影響が明らかにされないままでは、減収や追加経費を理由として、市民生活に必要な施策が削減、延期又は縮小されるおそれがあります。また、公共料金等の引上げや、地域支援の後退につながることも懸念されます。

国の制度変更による負担を、地方自治体や市民だけに委ねることがあってはなりません。まず国に対して十分かつ継続的な財政措置を求めるとともに、江津市においても、市民生活に必要な施策を安易に後退させることなく、市民への影響をできる限り抑える対応が必要です。

そのため、制度変更による江津市財政への影響額、追加経費、国の補填措置及び市の対応方針を明らかにし、市民生活に必要な施策を維持するための財源確保策を講じることを求めます。

【陳情事項】

1. 江津市財政への影響額を試算し、公表すること

飲食料品に係る消費税率の2年間限定引下げによって、江津市の地方消費税交付金その他の歳入に生じる影響及び、国の消費税収・地方交付税の原資の変化を踏まえた江津市財政への影響について試算し、その算定方法とともに公表すること。

国の制度設計が確定していない段階では、税率変更の対象範囲、消費動向、地方財政措置の有無など、複数の条件による概算を示し、制度確定後は速やかに更新すること。

2. 税率変更に伴う追加経費を明らかにすること

税率変更に伴うシステム改修、会計処理、契約変更、学校給食、公共施設の運営、住民への周知その他の対応について、必要となる追加事務及び追加経費を調査すること。

その結果を歳入減少額と併せて示し、江津市財政への実質的な影響額を明らかにすること。

3. 国に十分かつ継続的な財政措置を求めること

国に対し、地方自治体に生じる減収及び税率変更に伴う追加経費について、地方自治体や市民に過度な負担が生じることのないよう、十分かつ継続的な財政措置を講じることを求める意見書を提出すること。

国の補填措置が示された場合には、その内容、算定方法、補填額、補填期間及び補填終了後の取扱いを確認し、江津市への影響と併せて市民に公表すること。

4. 市民生活に必要な施策を維持すること

税率変更による減収や追加経費を理由として、医療、介護、子育て、教育、公共交通、防災・減災、地域経済対策その他の市民生活に必要な施策を安易に削減、延期又は縮小しないこと。

やむを得ず施策を見直す場合には、市民への影響をできる限り抑えるとともに、その財政上の根拠、影響額及び代替策を明らかにすること。

5. 市民への継続的な説明を行うこと

税率変更による江津市財政への影響、国の財政措置、市の対応方針及び市民生活への影響について、市民に分かりやすく説明すること。

制度の変更や国の補填内容に応じて、市の対応方針及び必要な情報を継続的に公表すること。

以上

陳情代表者 住 所 島根県江津市都野津町2279-56

氏 名 江津民主商工会 会長 野津克朗